

発 監 第 1 7 号
平成29年2月13日

北 栄 町 長	松 本 昭 夫	様
北 栄 町 議 会 議 長	井 上 信一郎	様
北栄町教育委員会委員長	福 光 純 一	様
北栄町農業委員会会長	濱 坂 良 男	様

北栄町監査委員 音 田 勝 正

北栄町監査委員 津 川 俊 仁

平成28年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 平成28年11月18日（金）

2 監査対象 全 課

3 監査概要

（1）平成27年度工事状況について

各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。

（2）現地視察（商工会集合店舗）

担当課と工事関係者立会いのもと、工事の経過を視察。

4 監査意見

(1) 自治体契約の基本原則について

自治体の締結する売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとされている。

このうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、政令の定める要件に該当するときに限り、これによることができるとされており、原則は一般競争入札によることになっている。

一般競争入札による契約の締結を原則とした趣旨は、自治体の行政運営において求められている経済性、公平性の実現のために、競争の確保が不可欠であるからである。

幅広い事業者等に対して公平に競争への参加を認め、競争を促すことによって、経済性を高めることが期待されるからである。

今回提示を求めた工事等実施に関する起案文書、改札筆記及び請負工事関係調によると、指名競争入札及び随意契約による締結の起案文書の多くが、適用した条文に関する記載がなかった。

このことについては、以前にも指摘していたところであるが改善されていないため、再度、北栄町文書取扱規定を遵守した事務処理を指導することをお願いする。

(2) 総合評価指名競争入札方式の「評価項目・内容」の見直しについて

自治体の締結する契約では、最も有利な価格で入札した者が自動的に落札者となる。

しかし、契約の目的や内容によっては、単に価格だけでなく、相手方の提案内容や事業者の経営姿勢なども含めて幅広い視点から契約の相手方を選定する方が望ましい場合もあることから、総合評価指名競争入札方式を実施することが可能となっている。

現在使用されている「技術評価算定一覧」の評価項目及び内容を北栄町が目指している町・人を育てるものになるように、性能、機能や技術力のみならず、労働基準法の遵守の程度や障害者雇用の達成度、地域最低賃金の遵守、雇用保険の加入などの厚生労働の基準、男女共同参画社会への貢献に関する基準、社会への貢献と地球環境への配慮という基準等により、「企業の社会的責任」を果たそうとする企業を政策的に支援する内容に見直す時期ではないか。

（３）図書館システムレベルアップ整備業務について

平成 28 年 3 月 31 日にシステムレベルアップを行い、その対価として 16,956 千円を支出している。

システムのレベルをアップしたことにより、蔵書の管理及び図書館利用者へのサービスも一段と向上したが、最少の費用で最大の効果を上げたと判断してよいのであろうか。

図書館利用者が最も期待していることは、サービスの向上よりも、直接蔵書を手にとって利用することに魅力と感動を求めているのではないか。その要求に応えるべく、蔵書の質量を増やすことに支出したほうが、利用者に喜んでもらえるのではないか。

また、システムレベルアップが必要な場合、鳥取県もしくは鳥取中部ふるさと広域連合で業務契約した場合、町単独の支出額が軽減できないか検討していただきたい。

以上